

徳島県教育委員会規則第四号

徳島県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三十一日

徳島県教育委員会教育長 榎 浩 一

徳島県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

徳島県教育委員会行政組織規則（昭和四十五年徳島県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第五条の二中「同表の相当」を「それぞれ同表の」に改め、同条の表を次のように改める。

課	室
学校教育課	学力向上推進室
人権教育課	いじめ問題等対策室

第六条の二第二号中「教育委員会」を「委員会」に改める。

第九条第一項第二号、第十条第一項第二号及び第十一条第一項第四号中「学校」の下に「（幼稚園を含む。）」を加える。

第十一条第二項を削る。

第十六条中「相当下欄に掲げる」を「下欄に定める」に改め、同条の表全国高校総体推進室長の項を削り、同条の表政策調査幹の項の次に次のように加える。

企画幹 事務局又は必要な課等	上司の命を受け、特に命ぜられた委員会の重要施策又は重要事業の推進に関する事務を処理する。
-------------------	--

第十六条の表健康・食育推進幹の項中「健康・食育推進幹」を「防災・健康食育推進幹」に改め、「受け、」の下に「防災教育、安全教育、」を加える。

第十七条中「課長」の下に「（前条に規定する課長をいう。）」を、「室長」の下に「（同条に規定する室長をいう。）」を加える。

第三十三条第二項中「教育委員会」を「委員会」に改める。

第三十四条の見出し中「主幹等」を「企画幹等」に改め、同条中「相当下欄に掲げる」を「下欄に定める」に改め、同条の表主幹の項の前に次のように加える。

企画幹	上司の命を受け、特に命ぜられた当該教育機関の重要施策又は重要事業の推進に関する事務を処理する。
-----	---

第三十五条を次のように改める。

（職員の駐在）

第三十五条 教育機関の長は、事務執行のため、必要と認める箇所に所属職員を駐在させ

ることができる。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。